

浜松市地域材利用促進に 関する基本方針 (第5期 令和8～12年度)



天竜材が活用された大阪・関西万博



佐鳴台保育園



浜松学芸中学校・高等学校音楽ホール

令和8年4月

浜松市

（趣旨）

第1 市域面積の約7割を占める浜松市の天竜川流域の森林は、古くから「天竜美林」と呼ばれ、吉野、尾鷲とともに日本三大人工美林と称され、その景観の美しさとともに良質な木材産地として名を馳せている。

また、本市では、平成22年3月に国際認証制度である「FSC 森林認証」を取得し、現在、市町村別取得面積は全国1位（約50千ha）、市内のCOC取得者数（木材関係）も約70事業体となっており、全国有数のFSCのサプライチェーンが構築された地域となり、大阪・関西万博等への天竜材の納材も実現した。

加えて、本市は「SDGs 未来都市」に選定されており、SDGsの実現（「つくる責任 つかう責任」「15：陸の豊かさを守ろう」など）のためにも積極的な地域材の利用が必要である。

併せて、本市が掲げる「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本方針4「温室効果ガスの吸収・排出抑制」において、森林は、二酸化炭素の吸収源としての役割と、木材を建築物等に利用することによる二酸化炭素の固定化の役割を担っていることから、林業の活性化と森林資源の利用推進が求められている。

一方、本市の林業・木材産業は、他産地と同様、材価の低迷や高齢化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、大変厳しい状況にあり、木材の地産地消等を本市の公共施設や民間建築物において、積極的に推進することを通じて、林業・木材産業の成長産業化を図る必要がある。

これらを踏まえ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づくとともに、静岡県が定めた「しずおか木使い推進プラン（第7期）」に即して、市内の公共建築物や民間建築物の整備にあたり、地域のFSC認証材の利用の促進を図るため、法第12条第1項に掲げる事項をこの方針に定める。

（用語の定義）

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）公共的建築物

公共の用に供する、又は、公益上必要とされるなど、広く市民の利用に供される建築物をいう。

（2）公共工作物

公共の用に供し、広く市民の利用に供される工作物をいう。

（3）公共建築物等

公共的建築物及び公共工作物の総称をいう。

- (4) 民間建築物等
個人や民間企業が建築する住宅、事務所、店舗、工場等の建物をいう。
- (5) 木造化
建築物の構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等に木材を利用することをいう。
- (6) 木質化
建築物の内装又は外装における木材利用及び公共工作物、備品等における木材利用をいう。
- (7) FSC 認証材
FSC 森林認証制度※1 で認証された FSC (FM) 認証林から生産され、FSC (COC) 認証取得者が製材・加工等を行った認証製品。

※1 FSC 森林認証制度

FSC (Forest Stewardship Council: 森林管理協議会) が運営する国際的な森林認証制度。「森林が適切に管理されているか」を、第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもので、それらの森林から生産された木材・木材製品へ認証ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて持続可能な森林経営を支援する制度。

- (8) 地域産 FSC 認証材
浜松市内で生産された FSC 認証材をいう。

(市内の公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項)

第3 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項は次のとおりとする。

- (1) 本方針の実施期間
令和8～12年度(5年間)
- (2) 木材利用を促進すべき公共建築物等
「別表1」のとおり
- (3) 木材利用を促進すべき範囲
公共建築物等の整備に当たっては、以下を除き積極的に木材を利用する。
 - ア 建築基準法や消防法その他の法令、施設の設置基準等により木材の利用が適当でないと認められる施設若しくは施設の部分。
 - イ 用途、安全性、維持管理等を考慮して木材の利用が困難と認められる施設もしくは施設の部分。
- (4) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向性
 - ア 森林環境譲与税を有効活用し、積極的に木造・木質化を推進するとともに、地域産 FSC 認証材を活用する。

- イ FSC 認証材を活用した場合は、積極的に FSC プロジェクト認証（全プロジェクト認証または部分プロジェクト認証）を取得する。
- ウ 木造・木質化にあたっては、FSC 認証材により製造された CLT（Cross Laminated Timber／直交集成板）の活用を検討する。
- エ 大規模施設の改築・新設時には、柱・梁等の主要構造物への新しい技術による集成木材の活用を検討する。
- オ 公共的建築物において使用される備品（机、いす、書棚等）及び消耗品（封筒、名刺、文房具等）については、木材を使用したものの利用、導入に努めるとともに、積極的に地域産 FSC 認証材を利用した製品を活用する。
- カ 公共工作物にあたって、木材・木製品を用いた工法を検討し、積極的な地域産 FSC 認証材の利用を図る。

（市が整備する公共建築物等における木材利用の目標）

- 第 4 今後、市が整備予定の主な公共建築物等は以下のとおりであり、これらを含め、市が整備する公共建築物等における木材利用の目標（地域産 FSC 認証材使用の割合）は以下のとおりとする。
- ア 今後、市が整備予定の公共建築物等「別表 2」のとおり
 - イ 公共建築物等に使用する木材のうち、スギ及びヒノキについては、地域産 FSC 認証材を 100%使用する。

（地域産 FSC 認証材の PR 及び普及の推進）

- 第 5 市は、公共建築物等において地域産 FSC 認証材を利用している具体的な事例や情報等を収集し、市民にその情報を提供する。
- また、自らが公共建築物等を整備する際に、市民が地域産 FSC 認証材の持つ価値や魅力及び利用の意義を知ることができるよう、市民の目に触れる機会が多い部分により多くの地域産 FSC 認証材を使用することなどを通じて、PR 及び普及に努める。

（公共建築物等における木材の利用の促進に関し配慮すべき事項）

- 第 6 公共建築物等において木材を利用するに当たっては、次の点に配慮するものとする。
- （1）市が木造で公共的建築物を新築、もしくは施設の大規模改修等により木質化を図る場合は、積極的な地域産 FSC 認証材の活用を目指し、構想等の計画段階において、市事業担当部局及び設計担当部局（財務部公共建築課）と調整の上、地域産 FSC 認証材の有効な活用方法等を検討する。

(2) 公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、地域産 FSC 認証材の使用に努めつつも、世界貿易機関 (WTO) 政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

(3) 公共建築物等の整備主体は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図る。

また、整備に当たっては、建設、維持管理、解体、廃棄等に掛かるライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮しこれらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

(市以外の者が整備する公共的建築物への誘導)

第 7 市は、市以外の者が整備する公共的建築物についても、この方針の趣旨を踏まえ、その整備主体に木材ならびに地域産 FSC 認証材の使用を働きかけ、木材ならびに地域産 FSC 認証材の利用を促進するための誘導に努める。

特に、施設整備にあたり市が補助金等を交付する整備主体に対しては、第 3 (2) に該当する公共的建築物を整備する際に、第 4 に定める目標に準拠し木材ならびに地域産 FSC 認証材の利用に努めるよう、積極的に誘導する。

(民間建築物等における木材利用の促進)

第 8 市は、脱炭素社会への貢献等の意識の高まりから木造・木質化が見込まれる民間建築物に向けて、地域産 FSC 認証材の利活用を推進するため、次の働きかけに努める。

(1) 建築主となる事業者等に対し、「建築物木材利用促進協定」制度を周知、市と協働・連携して地域産 FSC 認証材の利用に取り組むことで民間建築物における木材の利用を促進する。

(2) 市内 FSC 認証林を対象とした J-クレジットの販売を通じた地域産 FSC 認証材の活用や民間事業者との森林への理解促進に努める。

(3) 市は、地域産の FSC 認証材を利用している民間建築物等の具体的な事例や情報等を収集、市民にその情報を提供する。また、市民に対し木材の良さや使う意義を伝えることで地域産 FSC 認証材利用の意識醸成を図る。

(地域産 FSC 認証材の適切な供給の確保)

第 9 生産に適した森林における木材の生産及び流通の改革、製材・加工体制の整備、JAS 製品等の品質が確かな製材品の供給により、地域産

FSC 認証材の適切な供給の確保に努める。

- (1) 生産に適した森林において森林法における森林経営計画の作成促進、路網と林業機械を組み合わせた低コスト生産システムの確立、普及等、地域産 FSC 認証材の安定供給体制を整備する。
- (2) JAS 製品等の品質が確かな製材品の供給を図る。
- (3) 林業や木材関係者との協力により、大口の木材需要者と素材生産から製材品流通までの供給者との需給情報の共有に努める。

(方針の適用)

第 10 本方針は第 4 期計画の改正として令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

【別表 1】

木材利用を促進すべき公共建築物等

第3（2）の木材利用を促進すべき公共建築物等については、次のとおりとする。

公共・公益上必要な建築物等であって、広く市民の利用に供される施設

種別	具体例
学校	小学校、中学校、高等学校等
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、 保育所・幼稚園等
保健・衛生施設	病院、診療所、保健福祉センター等
運動施設	体育館等
社会教育施設	図書館、美術館、協働センター等
住宅施設	市営住宅等
庁舎	庁舎等
公共工作物	公園等の公共土木工事における工作物
その他	その他上記以外の公共的建築物

【別表 2】

整備予定の公共建築物等

第 4 の今後、市が整備予定の公共建築物等については、次のとおり。

施設名 【担当課】	スケジュール		
	設計	工事	供用
舞阪こども園 【幼保運営課】	7 ～ 8 年度	8 ～ 10 年度	11 年度
浜松斎場 【市民生活課】	(終了)	7 ～ 9 年度	9 年度
雄踏斎場 【市民生活課】	(終了)	7 ～ 8 年度	9 年度
南陽図書館 【中央図書館】	(終了)	7 ～ 9 年度	9 年度
南陽協働センター 【中央区南行政センター】	(終了)	7 ～ 9 年度	9 年度
和地協働センター 【中央区西行政センター】	(終了)	7 ～ 9 年度	9 年度
細江健康センター 【浜名健康づくりセンター】	(終了)	7 ～ 8 年度	8 年度
江之島ビーチコート 【スポーツ振興課】	8 年度	8 ～ 9 年度	9 年度
八幡中学校（校舎） 【教育施設課】	7 ～ 8 年度	8 ～ 10 年度	10 年度
曳馬中学校（校舎） 【教育施設課】	8 ～ 9 年度	9 ～ 11 年度	11 年度